

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の拡充及び延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 法人税:義(国税 23) 法人住民税:義、法人事業税:義(地方税 23)
		② 上記以外の税目 所得税:外
3	要望区分等の別	【拡充・延長】【共管】
4	内容	《現行制度の概要》 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備(1台 60 万円以上)又は器具・備品(1台 30 万円以上)を取得した場合に、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除を認める措置。
		《要望の内容》 消費税率の引上げを見据えつつ、中小企業の防災・減災対策を促進する観点も踏まえながら、商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資を引き続き促進すべく、必要な見直しを行った上で、適用期限の2年間延長等を行う。
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 2 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 2 租税特別措置法施行規則第 5 条の 10) 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 3、第 68 条の 15 の 4 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 3、第 39 条の 45 の 4 租税特別措置法施行規則第 20 条の 8、第 22 条の 30)
5	担当部局	医薬・生活衛生局生活衛生課、健康局健康課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 30 年 8 月 分析対象期間:平成 27 年度～32 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 25 年度 創設 平成 27 年度 2 年間の延長(平成 29 年 3 月迄の適用期間の延長) 平成 29 年度 2 年間の延長(平成 31 年 3 月迄の適用期間の延長)
8	適用又は延長期間	2年間(平成 31 年度～32 年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生営業等の卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業(以下「中小商業・サービス業」という。)について、消費税率の引上げ及び

			<p>これによる経済情勢の悪化懸念を見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について(平成 24 年3月 30 日閣議決定)</p> <p>・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> <p>○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)」(平成 24 年 10 月 26 日)</p> <p>・消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。</p>														
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ</p> <p>安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5</p> <p>生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標1</p> <p>生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>														
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>消費税率の引上げ及びこれにより懸念される経済情勢の悪化に伴う中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えたとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に寄与する。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 12.5%;">平成 27</th> <th style="width: 12.5%;">28</th> <th style="width: 12.5%;">29</th> <th style="width: 12.5%;">30</th> <th style="width: 12.5%;">31</th> <th style="width: 12.5%;">32</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>4,892</td> <td>4,500</td> <td>4,469</td> <td>4,437</td> <td>4,406</td> <td>4,375</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典)租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。</p>		平成 27	28	29	30	31	32	適用数	4,892	4,500	4,469	4,437	4,406	4,375
	平成 27	28	29	30	31	32											
適用数	4,892	4,500	4,469	4,437	4,406	4,375											
		② 適用額	(単位:億円)														

	平成 27	28	29	30	31	32
適用額	81	55	55	54	54	54

(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。

③ 減収額

(単位: 億円)

	平成 27	28	29	30	31	32
法人税	27	21	21	21	21	20
法人住民税	3.5	2.7	2.7	2.7	2.7	2.6
法人事業税	1.2	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7

(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年度)より推計。

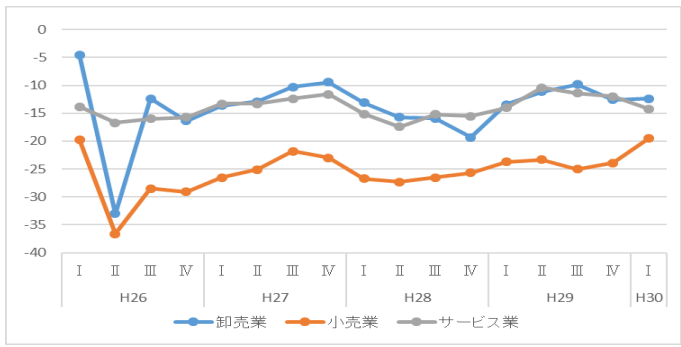
④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った例等があり、経営改善に資する投資が行われている。また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの声も寄せられている。

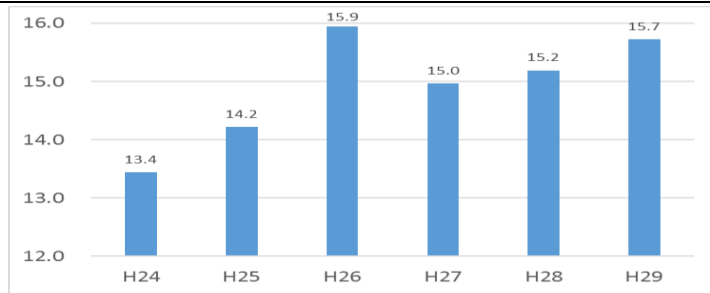
平成 29 年度の売上高 DI は、平成 28 年度と比較し改善傾向。設備投資を行った事業者についても、平成 29 年度は平成 28 年度と比較し増加傾向にある。

＜中小商業・サービス業の売上高 DI の推移＞



(出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)

＜中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合＞



(出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本税制は、生活衛生同業組合等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。

なお、これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。

⑤ 税収減を是認する理由等

本税制は、生活衛生同業組合等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。

これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られており、中小商業・サービス業の安定化・活性化に有効な措置である。

11 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受けている中小商業・サービス業を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。

また、設備投資に当たり、生活衛生同業組合等のアドバイス機関から経営改善指導等を受けることを本税制の要件としていること、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。

② 他の支援措置や義務付け等との役割分担

中小企業者等が利用できる他の設備投資促進税制としては、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がある。前者は、主として機械装置等の投資促進を目的としており、後者は、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置(即時償却等)を利用できる税制となっている。

これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。

		③ 地方公共団 体が協力す る相当性	本特例措置により中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・ 活性化等を通じて、地域経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期		平成 28 年 8 月